

◎新潟県告示第863号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
医療法人社団 榎井歯科医院	上越市柿崎区柿崎6556	所在地	上越市柿崎区柿崎6638番地3	上越市柿崎区柿崎6556	令和2年6月12日
新発田リハビリテーション病院	新発田市荒町甲1611番地8	名称	豊浦病院	新発田リハビリテーション病院	令和2年6月1日
とようら訪問看護ステーション	新発田市荒町甲1611-8	所在地	新発田市荒町甲1611-51	新発田市荒町甲1611-8	令和2年6月1日